

第6回横須賀市屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成 18 年(2006 年)10 月 23 日 (月)
午後 2 時～4 時 00 分
- 2 場 所 横須賀市役所 302 会議室
- 3 議 案 (1) 横須賀市屋外広告物条例の一部改正について
(電車及びバスの車体広告の許可基準の見直し)
(2) その他
- 4 出 席 者 委 員 田口委員長 他 5 名
事務局 景観推進課長 他 3 名
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事経過 別添のとおり

出席委員氏名

田 口 敦 子	委員長
山 畑 信 博	委 員
河 上 俊 昭	委 員
川 嶋 多 恵 子	委 員
川 瀬 富 士 子	委 員
浜 田 哲 二	委 員

事務局員氏名

景観推進課長	長 島 洋
景観推進課主査	小 濱 英夫
景観推進課事務吏員	矢 島 俊郎
景観推進課	堀 眞治

○事務局 それではただいまより第6回横須賀市屋外広告物審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして景観推進課長より挨拶をいただきます。

委員の皆様方には、足元のお悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は電車とバスのラッピング広告について、横須賀市屋外広告物条例の基準を改正するという動きがあります。皆様にはその中で新たな基準についての意見をいただきたいと思いますと思っております。

今後のスケジュールにつきましては11月中にパブリックコメントにかけまして、広く市民の方々から意見をいただいた後に、最終的な基準案を作成しまして、改正したいと思っておりますので、本日はご審議の方よろしくお願ひします。

本会議は横須賀市屋外広告物条例審議会規則及び横須賀市屋外広告物運営要領により、進めさせていただきます。なお、そのなかで、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

本日の傍聴希望者は、0名であることを報告いたします。

次に会議の成立についてですが、横須賀市屋外広告条例第4条2項によりまして会議の成立について報告いたします。本日審議会委員7名のうち6名出席しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

議事を始める前に資料の確認をお願いいたします。本日、会議当日になってしまい申し訳ありませんが資料の差し替えがあります。条例の一部改正案について、新たに3、4を加えさせていただきました。それに伴い順次繰り下げになっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、これより委員長に議事を進めていただきます。

○委員長 それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項によります。本日の議事録の署名委員を指名いたします。

それでは、川瀬委員と川嶋委員を指名いたします。

両委員さんお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

議事の（1）を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題の（１）横須賀市屋外広告物条例の一部改正についてですが、第６回の説明資料を中心に説明をさせていただきます。本日は先程申し上げましたとおり１ページの案の部分差し替えさせていただきましたので、案の内容は、本日お配りしたもので進めさせていただきたいと思いますのでご了承下さい。

条例の一部改正につきましては、電車、路線バスの車体利用広告の基準の見直しを行うにつき、広告の掲出技術等の進歩によりまして、ラッピングによるものを認めるにあたり、関係業界からの要望や現在県下で唯一許可基準を緩和していない行政団体として許可基準を緩和するならば、今後面積が大きくなりますのでそれに伴いまして基準を精査して現在の４．２㎡の基準があります。

条例集の４０ページ左の欄、電車、自動車等の外面を利用するものに現在４．２㎡以下の基準が書いてあります。この基準に新たにラッピングをする基準を加えたいと思います。

では案の中の１から入らせていただきます。

（順次説明）

○委員長 議題についてご質問はありますか。

私からよろしいでしょうか。４についてですが、気がついたので、例えば赤紫色とかは含まれないのでしょうか。

○事務局 それは３以下ということになります。

資料でお渡ししたとおり R、Y、YR というのが５以下でそれ以外の色相は３以下ということになります。

○委員長 今、赤紫というのは最高彩度が高く、１５．５ ぐらいまであるのですが。この表記を見るかぎりでは、赤紫は入っていないのですが。寒色系の色が彩度３以下というのは分かりますが。赤紫というのはマンセルの基本色の１０色に入りますので、赤紫も５以下の中に入れてもよいのではないのでしょうか。

○事務局 寒色系という切り口より最高彩度の高いものは５以下ということにしておりますので、今のお話ですと赤紫も入りますので、赤紫も５以下の方に入れておきます。

○委員長 何か質問はありませんか。

○浜田委員 こういう形で案をいただいたのですが、単純に考えて、例えば6、7の電光表示、反射素材が幻惑であるとかここで地色が1色というのは分かるのですが、そのほかの広告物の色合いというのは例えば、何色までいいとか多色を使えばここにある幻惑という言葉に色々影響をしてくるのかなという気もするのですが。そういったことについてはどのようにお考えですか。

それから広告の内容がどういう企業からどういう状況でバス会社に依頼があるのか分かりませんが、依頼の内容そのものというのは、我々が条例上チェックする必要はないのか。例えばその申請の中で出して良い物、悪い物はどこでチェックされるのか。また、児童、青少年に影響を及ぼす物があるのかないのかを法の中で考えられているのか教えていただきたい。

○事務局 地色が1色で図柄に対して色の規制がないというのは、今のラッピング技術ですと写真をそのままプリントアウトして貼ることも可能ですので、色の数を規制してしまった段階で運用が出来なくなってしまうことになってしまいます。

表示の内容につきましては、例えば児童、青少年に悪影響を及ぼすなどがありますが、屋外広告物法の中では表示内容に踏み込めないのが1点あります。ただし、各自治体とも別途ガイドラインを設けて、バス会社の方に青少年に悪影響がある物とか政治活動に関わりそうな物などそういう広告物の掲出はしないようにということをお願いをしています。

今回、別途資料でガイドライン（案）ということで当日配布資料の最後についていますのでご覧下さい。裏面の中には景観との調和、交通安全性、青少年保護、人権の尊重、消費者保護、その他がのっています。これを実際に掲出を行う事業者の方に示していきます。

審査については自治体によっては審査委員会を立ち上げている所もありますし事業者の方が自主審査をしているところもあります。横須賀市では、今の段階では事業者の方に自主審査をしていただいて、ガイドラインを守っていただきながら出すのであれば許可申請していただこうと思っております。

○山畑委員 6の運転者を幻惑させる物の中にいわゆる蛍光色みたいな色というのは、想定されていますか。

○事務局 蛍光色は禁止をしたいと思っております。6の表現が当てはまるかはもう少し検討したいと思っております。この表現で読み取りにくいようであれば、

蛍光色という表現できっちり表示した方が良いと思っております。

○委員長 自主審査のガイドラインですが、1の景観との調和というのは各自治体もこういう形で加えているのですが、実際やはり路線バスでも都市部を走る物、郊外を走る物があります。何をもって景観と調和をするのか非常に難しいと思うのですが、必要なのかなとは思いますが。ただ、例えば業者の方から景観との調和とは何だと聞かれたときにはどういう風にお答えするのですか。

○事務局 一番難しい問題でしておそらく正解がないのではと思います。万人、誰が見てもそれは醜いという広告であれば、助言、注意も出来るのですが、それ以外で一般的な企業イメージをアピールするものであれば、それを否定することは非常に難しいと思われます。そういった面では、景観に調和という表現が一切ありませんと助言、注意が出来ませんので表現として入れておいてもう少しこれをこう工夫して下さい程度のお話はこの中で相手側に協力を求めていくということです。それからもともと屋外広告物条例というのはデザイン性がなかなか判断しにくいところがあるのですが、最終的には面積ですとか先ほど述べた地色の中でうまくコントロールをして少しでも景観に影響の少ないようにやっていっていただきたいという意味で今回の基準を設定しています。

○川嶋委員 今、色の彩度などの話がありましたが、それ以前に横須賀に入ってきたときに目にする広告が色々ありますが、バスは大きいですからある程度色を抑えて、何色とか決めておくとガチャガチャにならなくていいと思うので、この色の中から選んで下さいということになればまとまるのかとも思います。

○事務局 図柄となる物が各企業の色を持っている等、コーポレーションカラーもそれぞれあってですね。そうしますと地色と図柄が色を限定してしまうとマッチしないで違和感が出てしまいます。

○川嶋委員 1色にするのは大変だと思いますので、何色かあれば。

○委員長 1色にするというのは、今はほとんど不可能になっています。広告するものが企業のコーポレートカラーなどではなくなっていまして、企業のブランドを強調するある一角を自分たちの商品の色で埋めてしまうという考えになっていまして、最終的には許可基準には色は入っているのですが、広告物にも表現の自由があると法律に書いてありますので、それをきちっと守ってい

ただか、絶対守っていただきたいのであれば、それは自由にして最後に全体的に判断する傾向なので、その手法が今一番実効性のある許可基準ではないかと思っております。

先ほどの景観についての話ですが景観に調和するものと安全とはイコールなのです。やはり景観に調和しないデザインというのは思わず目を引いて見ようとする。特に歩いている人よりもバスの周りで運転している方の安全面を考えないといけませんので、思わず見つめてしまうというのはまずい。複雑な表現というのは景観上だけでなく安全面からも問題だろうと考えられます。

○事務局 例えば東京都の広告ですと全面的のですが、横須賀市の場合、面積を半分にするだけでいいかというと、それが必ずしもデザインの的に良い訳ではなくもう少し工夫してくださいということをお話して、配慮していただきたいと思っております。

○浜田委員 例えば企業広告、チラシとかそういったもの等は見る者がいなければ見る必要がない。バス等の広告物は、見たくなくても目にしなければならない、見せられてしまいます。単純に掲出を依頼した企業と請け負った企業の折合いがついて、条例の中でも適合されて掲出されるというのも良いのですが、そういった意味では市民が見せられてしまうという観点からすると、何らかの保障みたいな部分が市にあっても良いのではないかと考えられないものか。

○事務局 現在は、許可の際に許可申請手数料という形式で1台につき500円をいただいています。

○浜田委員 市民が無理矢理見せられてしまう。だけどこれは市にも何か支払っていますという形では出来ないのか。

○事務局 もともとラッピングバスというのは東京都が始めて、なぜ行政が始めたかという、都営バス、市営バス等自分たちが経営している財政の建て直しのために始めました。広告収入というのは路線によっても異なりますが1両で何百万円とかが1年間で入ってくる。そういう視点から東京都から始まり横浜、川崎と行っています。横須賀には市営バス等はありませんので何の徳にもならないのが1点あります。行政としては世の中のニーズとか、県内他の全市が平気でも横須賀だけ緩和しないということも出来るのですが、他都市が解禁して悪影響が出たというような話は、現在聞こえてきていません。

○浜田委員　横須賀には風土があって、東京、横浜を走っている物とは一緒にはしない方がよいかと思います。

○事務局　もう1点ありまして、現在でもバスの側面と後ろには、広告板が入れてあるものをご覧になられたことがあるかと思いますが、広告内容によってはデザイン性の良くなったラッピングのほうはまだましかなという物も中にはあります。そういった視点も含めて、広告板で入れるものよりもラッピングに替わったほうが従前よりはバスの広告の質が上がるのではないかと考えています。

1点だけ問題があります、他都市ではバスの前面に対してのラッピングは禁止されています。色々なバス会社があるので、お客さんの利便性を考えて前面は禁止にしています。東京都は車体の色がグリーンでラッピングの地色とか図柄によっては非常に見にくいものになっていまして、本来は全部をラッピングした方がバス単体として非常に綺麗に見えるものになります。横須賀市としては前面も同じ地色で考えているのですが、事業者のほうから他都市の条例で現在運用していること、利用者からのクレームが来ると嫌なので前面は禁止はしたいとの申し出があり、横須賀市だけ前面にもラッピングをして下さいと言うのか、それとも他都市に習い前面は禁止とするか。今後この基準に関して前面もラッピングをした方がよいのか、逆に利用者の利便性を考えどうしたらいいかと意見をお伺いしたい。

○委員長　前面についてですが許可をするとするとやはり問題になるのが識別性になります。特にお年寄りが不安になる。例え2社であっても心配になる。識別性というのは確実にここに来ると分かっている確認したいという心理的なものなのだと思うのですが、バスの行先表示を分かりやすくしていくなど、色々なことは検討しているのですが、車体の色というのは何色かに指定するには大きいらしい。ただデザイン上からいいますと、東京都の都営バスもそうなのですが、バスの車体の色は関係なしにデザインが出てきていましてグリーンに合わない色、横の側面の色が赤、オレンジだったりして前がグリーンだと結果的には、いくら色の制限をしてもあわない、調和しないデザインのもが出てきてしまうのでそうすると前面のほうも地色以外にしたほうが綺麗だとは考えているのですが。

パブリックコメントで市民の意見を聴くときにどこの自治体でも出ている問題なので一言入れたほうがよいかもしれません。

○事務局 パブリックコメントの原稿に注意書きを記載して意見を求めようと思います。

○川嶋委員 高齢者が乗るロシア号というのがありますが、普通のバス停に停まったりもしますので、ロシアというのを見落としてしまったりすることもあるのではないかと思います。

○事務局 横須賀市はバスの事業所は1社しかないと言いましたが、追浜の一部に横浜市営バスが影響の無い範囲ですが市内に入ってきています。営業所は横浜にあるので横須賀市としては、何もいえない状況にあります。

○委員長 ラッピングバスの問題でひとつ大きいのは営業所単位になることなんですよ。ですから隣の自治体から入ってくることも考えられます。

○事務局 三崎営業所というものがあまして、三浦市にありますので県条例が適用されますのでラッピングバスが横須賀市に入ってきてもおかしくはないですね。もう1点あるのは横須賀市でどれだけの需要があるのかということになります。

○委員長 それに関して台数の制限についてですが、その会社の全路線の何分の一という考え方と営業所単位で何分の一などという考え方があるのですが、横須賀市ではどうお考えですか。

○事務局 台数の制限については横須賀市では現在考えておりません。三崎の営業所の例で分かるように、横須賀、三浦でどれだけ需要があるかというのがまったく検討が付きませんし、ラッピングを走らせる効果が横須賀でどれだけあるかということになると思います。

○委員長 東京、横浜では台数が減ってきていますが、川崎は基準を緩やかにして全路線の3分の1から2分の1にして数を増やしました。先程おっしゃっていたとおり、営業所にもよりますがまったくニーズの無い場所も沢山あるのですが、営業所単位で何分の1というのは出来ないので地域的に片寄るようになっています。

○浜田委員 こういうニーズが増えてきたということで業者がそのへんのことも考えていかなければいけない。企業にしてみれば前面があることによって広告費の

面で多分死活問題になると思うのですが、一方市民に考えてみれば、京急というイメージはその塗装色という部分で何もかも全部を前面ラッピングしたら利潤を得ている。何十分の一という部分でしょうがそういった市民感情というものもありますので、パブリックコメントの結果でということがあってもいい気がします。今ニーズが減っているということですが、例えばじゃあ何台とすればということが、妥当か、パブリックコメントにかけることにより市民意見をもらえればと思います。

○山畑委員 確認なのですが、8の1車体に1広告とするという意味は、例えば資料のバスに3種類の雑誌の広告が掲出されていますが、これは3広告とするのでしょうか。

○事務局 1車体に1企業としたいと思っております。

○委員長 8については問題となるのは量販店です。量販店、販売店というのは自分達が作った商品を買っていません。他都市で話が挙がったのが量販店は色々な商品を並べるわけです。これは1広告では無いと揉めたのですが、業種の特性を考えていないわけですね。そうするとそれほど厳しいこと、例えば、電化製品を売っています、化粧品も売っていますということで商品が出てしまいます。商品名、商品のロゴが見えないようにして欲しいとか要望は出すのですが厳しくは言えないので、数を極力減らして欲しい等としか言えません。8で審査がとても大変なのはこれなのではないかなと思います。量販店はラッピングニーズが高いのです。川崎市が広告を増やした理由は量販店と不動産にあります。だから横須賀もこれはコミュニティ広告と言いまして新聞のチラシと同じような効果がありますので掲出されていてもなんとも思わない。不動産等は川崎で非常に出ています。繁華街ではなくて郊外の住宅地を走ります。駅前にもどんどん進出しています。

○川瀬委員 チラシで出てくるようなものがそのまま出てくるのですか。

○委員長 現在では、だいぶわかってきてそういったデザインは、大分申請されないようになりましたが、初めはチラシでした。新聞の折り込み広告と同じデザインで、許可審査は全部折り込みと違いますのでメディアを考えてくださいといって全部戻しました。それは審査申請をしている市役所の窓口がそれなりの許可基準を持って気をつければ平気だと思いますが、申請は出てくると思います。

○浜田委員 審査というのは大事だと思います。今、委員長は審査についてお話していますが、委員長が関わりになっている審査会があるのですか。

○委員長 私が関わっている審査というのは自主審査なのですが、バス会社で申請前に審査をしてしまう、申請窓口の市役所と2箇所では審査の目が通りますのでそんなにひどいのではないと思います。特にコミュニティ広告というジャンルでとらえますので、地域広告それが消費者にとってはコミュニティの分だけラッピングバスを前向きにとらえてくれるのは地域広告の良さなので地域の情報がもらえるのでそれはプラス面でもあるしマイナス面でもあるのではないかと思います。

○浜田委員 条例の中に実際に例があるかは分かりませんが、ガイドライン、自主審査、審議会、最終審査で何か特別に言うことがあるかなと思っていたのですが。条例の中に最悪の状態のときにどこかで歯止めをかけるということで、例えば市長が適当、不適当と認めたものとかそんな文言がありうるのかどうか。

○委員長 万が一許可基準を守らなければということは改正案ではどうなのですか。

○事務局 この基準を守らなければ、不許可で走ることは出来ない。
ただ1点あるのは、例えば面積を地色1色で2分の1という話ですがただもう少し大きくしたいときは基準の適用除外扱いということで審議会にかけるということもありえます。ただ大きくてもデザイン的には優れていることということもあります。それはすべての広告物がそうですけども審議会にかけて基準本来は許可できないのですが、許可扱いにするということも出来ます。そこに行き着くまでには時間がかかりますので相手が待つかというものもあります。

先程、市長が適当と認めたらと言う文言がありましたが、条例の基準というのは曖昧ではいけないのです。白か黒かという事になります。そういった文言を入れるとしたらガイドラインの方になると思います。

○事務局 いわゆるバスの場合、商業地域だけでなく住居地域も走るということで基準を少し強めにしましたのでご了承いただきたいと思います。横須賀の場合、かなり第1種、第2種の住居地域があります。そこも路線バスとして走っていますので、その辺も条例として少し厳しいくらいかなと思いますがご了承いただきたいと思います。

○委員長 禁止地区を走る路線にもラッピングバスが走ることもありますよね。厳しく制限してあるところも路線の途中であれば止められませんよね。

○事務局 おそらく禁止地区を走らない路線バスはないと思います。絶対にどこかを走ると思います。

○委員長 それを許可しないというのは無理なのですよ。

○事務局 バスというのはローテーションがありまして色んな地域を走っていますので、その地域だけ走らせないというのは非常に難しいと思います。

○委員長 バスは同じ路線のみを走る車体というのは無いそうです。例えば、午前には A の路線午後には B の路線走ったりする。はじめそういうことを考えた自治体もあったそうです。この路線のみという許可のしかたは出来ないかと聞いたところ、バスの運行というのは一定では無いそうです。車両についてはこの路線のみ走るとするのはまずないそうなのでダメだと言われたそうです。

○川嶋委員 横須賀市にはコミュニティの小さいバスがありますよね。

○事務局 そういうものにラッピング出てくる可能性もありますからね。

○山畑委員 2 の文章で当該路線バスの車体の窓から上部及び底面は地色 1 色にするというのがありますが、底面というのはどの部分を指すのですか。

○事務局 車のホイール等になります。

○委員長 屋根についてはどうなのですか。

○事務局 屋根は上部に含まれるという解釈にしたいと思っております。屋根についても、もともとの路線バスの色で上まではラッピングしないという考えもあるようですが、横須賀市としてはして欲しいと思っております。屋根までやるとお金もかかりますし、走っている状態で見ると屋根がみえないので、歩道橋、山の中腹等からは見えますが、一般的には屋根の部分は見えないので除いてしまっても良いのではないかなとも思いますが。

○川嶋委員 この間事件がありましたよね。その時に屋根に何か書いてあったら識別がつくので良かったのではという話がありましたので、事件があったときに役立つのではないかなと思います。

○浜田委員 底面というのは、資料の電車の例ではありますが、バスの方では例ではないですね。東京都の例を見ますと今おっしゃった底の面その車の部分以外のところは一番下のところまで全部広告をしてありますので、底面というのが標記的に非常に誤解されやすいのでは。

○事務局 表現については検討していきます。

○事務局 バスの場合ですが、車輪には色をつけないほうが良いと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員長 これに関しては、デザインの一部として使用してきた例がありました。ただホイールそのものに絵を描いてきたわけではなく、目として考えてデザインが出てきました。ホイールを目としてとらえるとバスの側面前体に顔が来るのでガイドラインの中にある体の部分を強調した広告になるので戻しました。

○事務局 今走っているラッピングバスなのですが、ピアノの鍵盤で手だけが写っている広告があるのですが、それも体の一部になるので意見を言われてしまうとダメです。としか言いようがなくなってしまいます。

ホイール、タイヤ部分に関しては禁止部分ということをごく明記しておきます。

○河上委員 バスの停留所に広告物を掲出許可する計画は考えていますか。

○事務局 バスの上屋、停留所の維持管理費がかかるということで、横浜市営バスが始めたのですが、業者が設置から維持管理を無料で出来るというメリットがあってやっています。横須賀市の場合も若干上屋のある場所もあるのですが、ほとんどがバス停のみの場所になりますので、効果がどれだけあるかという話になりますので、今のところは要望もありませんので検討していません。

○委員長 社名ですけどもラッピングをしてしまうと上から張りますので消えてしまいますので、社名を必ず記載すると決めておいた方が良くもありません。

黙っていると社名を消されてしまいますので、見えるように記載してくださいと指導をしたほうが良いかもしれません。

○委員長 ほかにご質問はありますか。

無いようですので、これで議事を終了いたします。

続きまして、その他ですが、委員の方々何かご発言はありますか。

無いようでしたら、事務局から何か発言はありますか。

○事務局 事務連絡

○委員長 それでは、以上で第6回広告物審議会を終了いたします。